

# 道の駅「朽木新本陣」特産品販売所

## 新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル

令和2年(2020年)5月  
道の駅 朽木新本陣

### 1 はじめに

新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、消毒等により感染経路を断つことが非常に重要です。本マニュアルは、その補足事項として活用し、従業員や出荷者だけでなくお客様のご協力も仰ぎ、感染拡大の防止に努めます。

### 2 新型コロナウイルスについて

#### 【特徴】

- ・発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴です。感染しても軽症やすぐに治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ重症化するリスクが高く、重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されています。
- ・特に、高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすいと言われています。
- ・新型コロナウイルスは、空気感染は起きていないと考えられていますが、飛沫感染と接触感染により感染しますので、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。
- ・新型コロナウイルスは、熱（70度以上で一定時間）及びアルコール（70%以上、市販の手指消毒用アルコールはこれにあたります）に弱いことがわかっています。

#### 【感染経路】

- ・主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
  - ・咳やくしゃみによる飛沫とともにウイルスが鼻や口から侵入することやウイルスが付着した手指で目や鼻や口を触ることで感染するケースもあります。
  - ・換気の悪い閉鎖的な空間で多人数が長時間滞留した場合は、集団感染のリスクが高くなります。
  - ・4月1日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
- 製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を徹底して実践することが、何より重要です。

### 3 新型コロナウイルス感染予防策

#### 1) 基本的スタンス

- 1) 施設・設備・器具等に関する感染防止対策に万全を期すとともに、従業員に対しては出退勤から調理・食事提供にかかる衛生管理と感染予防対策を徹底します。
- 2) 従業員・利用者の発症情報を入手した場合は、直ちに高島市観光振興課（施設管理担当）ならびに高島保健所に連絡し、当該施設として実施すべき事項などについて指導を仰ぎ、必要な措置を講じます。  
そのため、予め従業員に対して、本人や家族等が発症した際の施設への速やかな連絡を徹底します。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の場合、地域的な流行状況の差やウイルスの変異、国や自治体からの要請等、状況が都度変化していくため、高島市観光振興課（施設管理担当）と相談の上、対策を前倒しに実施します。
- 4) 感染予防対策の再徹底と感染症発生時の対応について事前に検討、確認しておくとともに、実際に発生した場合には、高島保健所の指導を得て、その時点の状況を踏まえ、市の対策本部と施設が連携のうえ、対応します。
- 5) 実効性ある対策を講じるには、「従業員や客の動線、接触を考慮したリスク評価」を行い、そのリスクに応じて対応することが肝要です。予めリスク評価を行います。

#### 2) 感染防止対策

- 1) 込み合いがちなレジ前には、距離を開けてもらう目安のサイン等を設けます。
- 2) 混雑時は、入場制限などを行います。
- 3) 店舗出入り口には、消毒液を設置します。
- 4) レジ前に透明シートの設置により、間仕切りを設けます。
- 5) 店舗内の買い物かご、カートなどの消毒を適宜行います。

#### 3) 従業員の感染防止対策

- 1) 出勤前に体温を測定・記録し、駅長（施設責任者）に提出する。
- 2) 出退勤時・施設を出入りするときは、手洗い・消毒・うがいをおこなう。
- 3) 施設内の空気が滞留しないよう、可能な限り常に換気する。
- 4) 不特定多数の方が触れるものは清掃や消毒をおこなう。（アルコールか次亜塩素酸ナトリウムまたは亜塩素酸水の消毒液を用いる）
- 5) 施設内では常にマスクを装着し、定期的に手洗い・消毒をおこなう。
- 6) 販売所内やトイレの清掃頻度を増やす。（マスク・使い捨て手袋着用、手指消毒）
- 7) 専用衣服は、こまめに洗濯する。
- 8) 料金の受け取りなどはコイントレーで行う。
- 9) 品出し時は、マスク、使い捨て手袋を使用する。
- 10) お客様と従業員が共通して触れるものは定期的に消毒する。

#### 4) 出荷者の感染防止対策

- 1) 出荷者は、生産物、加工品などを搬入する際、マスクを着用する。
- 2) 共同の作業場のドアノブ・手すりや器具は定期的に消毒する。
- 3) 共用の作業場、定期的に換気する。
- 4) 出荷者が店舗で対面販売などをする場合は、駅長の承認を要することとし、実施する際はマスクの着用と手指の消毒を義務化する。
- 5) 発熱等の症状がある出荷者には、来店を控えるよう周知徹底する。
- 6) なるべく販売商品をむき出し陳列せず、パック詰めや袋詰めにする。

#### 5) お客様（利用者）の感染防止対策（お願い）

- 1) 店舗入り口には消毒液を設置し、お客様に手指の消毒をしてもらうよう促す。
- 2) 込み合いがちなレジ前には距離を開けてもらう。
- 3) 来店者（お客様）へのお願いを掲出する。（大声での会話自粛、咳エチケットの励行）
- 4) 体調のすぐれない方へ来店自粛をお願いする。
- 5) お客様へ、密集しない・混雑時を避けるなどの呼びかけの掲示をおこなう。

### ☆☆ 消毒のやり方 ☆☆

#### 【手洗い】

- 1) 石鹼やハンドソープで 10 秒もみ洗いする。
- 2) 流水で 15 秒すすぐ。
- 3) 1) と 2) をもう一度繰り返す。

※手洗いをしっかりすることで手についたウイルスをほぼ完全に落とすことができます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

#### 【手すり・ドアノブ・器具類の消毒】

消毒用アルコールの品薄状況が続くことが予想されます。手すり・ドアノブ・器具等を消毒する場合は、熱湯や次亜塩素酸ナトリウム消毒液、亜塩素酸水消毒液が有効です。

##### 1) 熱湯を使う場合

80°Cの熱湯に 10 分間さらすと消毒できます。（やけどに注意する。）

##### 2) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使う場合

- 1) 市販の塩素系漂白剤を 0.05%に薄め、消毒液を作る。  
（作業するときは必ずマスクと手袋を着用）
- 2) 消毒液を十分含ませてしぼった布等で消毒する場所を一方向に拭き取る。
- 3) 乾いた布等でから拭きする。金属の場合は腐食するので水拭きする。

##### 3) 亜塩素酸水消毒液を使う場合

- 1) 市販の亜塩素酸水を水道水で 40 倍に希釈し、消毒液を作る。
- 2) 消毒液をハンデイスプレーに入れ消毒する場合や手指に直接噴霧する。

※次亜塩素酸ナトリウムは、時間経過で濃度が低下する性質がある。

消毒液は、作り置きせず消毒のたびに作り直す。

また、商品によって濃度が異なるので、商品パッケージやホームページで確認。

## ★★ コロナウイルス感染が疑われる場合の対応 ★★

### 【従業員に感染が疑われるとき】

- 1) 発熱などの症状がある場合は、駅長に連絡し自宅待機する。
- 2) 発熱症状が継続する、味覚・嗅覚障害が出るなどコロナウイルス感染の疑いがある場合は駅長に連絡し、高島保健所に問い合わせする。
- 3) PCR検査を受けた場合は、結果を速やかに駅長へ報告する。
- 4) 上記の連絡や報告を受けた駅長は、直ちに公社支配人及び高島市観光振興課担当者に報告、相談し、指示を仰ぐ。
- 5) 陽性であることが判明した場合、保健所の指示に従い店舗内の消毒等を実施する。その際、必要であれば高島市観光振興課担当者に連絡したうえで臨時休業や営業時間の変更をする。
- 6) 感染した従業員は保健所・医師の指示に従い、通常生活に復帰できることを確認するまでは出勤しない。
- 7) 感染した従業員との濃厚接触が認められる者も保健所の指示に従い、14日間の自宅待機・経過観察をおこなう。
- 8) 14日間の自宅待機中に発症しなかった場合は保健所と駅長に連絡し、通常どおり出勤する。

### 【出荷者に感染が疑われるとき】

- 1) 発熱などの症状がある場合は、駅長と高島保健所に相談し指示を仰ぐ。
- 2) PCR検査を受け、陽性反応が出た場合は結果を速やかに駅長へ報告する。
- 3) 上記の報告を受けた駅長は直ちに高島市観光振興課担当者に相談し、指示を仰ぐ。
- 4) 保健所の指示に従い店舗内の消毒等を実施する。その際、必要であれば高島市観光振興課担当者に連絡したうえで臨時休業や営業時間の変更をする。
- 5) 感染者が生産した農産物や加工品などの出荷停止や廃棄は必要ないと考えられる。高島保健所に確認して対応する。
- 6) 感染した出荷者の農産物搬入については、代替りの作業要員の勘案したうえで駅長と相談する。
- 7) 感染した出荷者は保健所・医師の指示に従い、通常生活に復帰できることを確認したら駅長にその旨を連絡し、指示に従って搬入を再開する。
- 8) 感染した出荷者との濃厚接触が認められる出荷者も保健所の指示に従い、14日間の自宅待機・経過観察をおこなう。
- 9) 14日間の自宅待機中に発症しなかった場合は保健所と駅長に連絡し、通常どおり出勤する。

※新型コロナウイルス感染に係る緊急連絡表を作成する。

※対応に関して従業員に対して十分に周知し、感染者が発生した際に適切に対応できる体制を整える。